平成２６年（フ）第３０９号
佐賀市若宮３丁目２番20号　内田借家Ⅱ南西号室
債務者　Ｎａｔｕｒａｌ　Ｗｉｓｄｏｍこと永渕ゆかり
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
宮崎県日向市原町１丁目４番11号　エレガンス原町１－Ｅ号、前住所宮崎県都城市栄町4884番地　サンリット栄Ａ棟101
債務者　加藤　愛子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２６年（フ）第７８号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字沖津237番地９
債務者　澁谷　暢子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第５１５号
千葉県鎌ケ谷市中沢1054番地６
債務者　浅海　　仁
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５４５号
千葉県松戸市五香南２丁目26番地の４　ジュネパレス松戸第75―203号
債務者　北　　勝則
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５４６号
千葉県柏市豊上町30番地４　メゾンブランシュＡ―103号
債務者　井上　輝行
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５５３号
千葉県松戸市新松戸４丁目32番地の１　新松戸東パークハウスＢ―212
債務者　大和田安江
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５６７号
千葉県我孫子市中峠1780番地の５　101号
モンシェリー湖北
債務者　谷井正一郎
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５７９号
千葉県柏市柏1257番地25　第２坪山ハイツ108号
債務者　岡　　伸行
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５９１号
千葉県我孫子市南青山25番地の22
債務者　加藤　　豊
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５９８号
千葉県松戸市稔台１丁目21番地の１　あかぎハイツ308号
債務者　寺田香世子
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１５号
山口県周南市大字戸田1374番地
債務者　峰重富士子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第６５７号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目11番20号　２－７
債務者　岡山　　章
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６６０号
北九州市若松区高須西１丁目９番11号
債務者　岩井てい子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６７５号
福岡県中間市中央１丁目40番７号
債務者　佐野由利子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１２号
佐賀市光２丁目８番836号　県営城西団地
債務者　土橋　宏一
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１６号
佐賀県多久市東多久町大字納所3136番地、住民票上の住所福岡市博多区上呉服町13番３－406号
債務者　松浦　貴子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係